

# 日本原子力学会倫理規程改訂案見え消し版

2002年10月3日倫理委員会修正

原子力は人類に著しい利益をもたらすとともに、大きな災禍をも招く可能性がある。このことを我々日本原子力学会員は常に深く認識し、原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。<sup>1)</sup>

そのため原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の職務と行為に誇りと責任を持つ<sup>2)</sup>とともに常に自らを省み、社会における調和を図るよう努め、法令・規則を遵守し、安全を確保する。

これらの理念を実践するため、我々日本原子力学会員は、その心構えと言行の規範をここに制定する。

## 憲章

1. 会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。
2. 会員は、公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて公衆が安心感を得られるよう努力する。
3. 会員は、自らの専門能力の向上に努めるとともにを図り、あわせて関係者の専門能力も向上についても努力するするように努める。<sup>1) 3)</sup>
4. 会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務を行なうことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動する。
5. 会員は、自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け、公開を旨とし説明責任を果たすよう行動するし、社会における調和を図るよう努める。<sup>4)</sup>
6. 会員は、事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下すよう努力する。<sup>3)</sup>
7. 会員は、自らの業務に関する契約が本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関しその契約のもとに誠実に行動する。<sup>5)</sup>
8. 会員は、原子力に従事することに誇りを持ち、その職の社会的な評価に与えられている榮譽を高めるよう努力する。<sup>6)</sup>

## 行動の手引

本倫理規程は日本原子力学会員の専門活動における心構えと言行の規範について書き示したものである。我々会員はこれを自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとすることを宣言する。

我々を取り巻く環境は有限であり、かつ人類だけのものでないことから、会員は地域と地球の環境保全に対する最大限の配慮なしには人類の福祉と持続的発展は望めないとの認識に立って行動する。

日本原子力学会の会員には正会員、推薦会員、学生会員からなる個人会員のほか、賛助会員の企業または団体も含まれる。本倫理規程には、個人会員として守るべきものばかりでなく、企業や団体という組織が守るべきものが多く含まれている。一方、組織の構成員は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向が強い組織の責務を軽視する場合があるが、組織の果たすべき責任についてもそれを構成する個人の責任が大きいことを我々は忘れない個人個人の責任を果たすことなく組織の責務を果たすことはできないことを銘記する<sup>7)</sup>。また、賛助会員の企業または団体は、本倫理規程が遵守されるよう、率先して組織内の体制の整備に努める。

本倫理規程は会員の専門活動について定めたものであるが、非会員が生じさせる原子力分野のトラブルに対しても我々会員は一定の責任を有することを自覚する。すなわち会員は原子力の分野において指導的役割を果たすことで、非会員も含めて原子力関係者の倫理を向上させるよう努める。

よき社会人であるためには契約を尊重しなければならない。しかし法律に違反するような契約は無効であることを我々会員は銘記する。

以下に記す条項は、前文と憲章で述べた規範を実現するため考えるべき事柄である。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況において、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、倫理的によりよい行動を探索し、実行することを誓う。

個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容されるものである。しかしその多様性の幅についても明示していくよう、今後努力する。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束する。

<原子力利用の基本方針>

1 - 1 . 原子力の平和利用は、原子力発電機に関連する分野<sup>1)</sup>から、理学・医療・農業・工業等における放射線や同位体の利用技術に関連する分野まで、極めて多岐にわたっており、本会の専門分野はこれらのすべての分野と関連している。会員は専門とする技術がその大小はともあれ災禍を招く可能性があることを認識し、その技術を通じて人類の福祉に貢献するよう行動する。

< 平和利用への限定 >

1 - 2 . 原子力の利用目的は平和利用目的に限定する<sup>1)</sup>。会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加しない。

< 諸課題解決への努力 >

1 - 3 . 人類の生存の質の向上、<sup>8)</sup> 快適な生活の確保のためには、経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが、それに至る道筋は明らかではない。これに資するため、会員は原子力平和利用に具体的手だてを見出し活用するよう、不断の努力を積む。

< 安全確保の努力 >

2 - 1 . 会員は、原子力技術の取り扱いを誤ると人類の安全を脅かす可能性があることをよく理解し、安全確保のため常に最大限の努力を払う。

< 安全知識・技術の習得 >

2 - 2 . 会員は、原子力・放射線に関連する事業、研究、諸作業において、法令・規則を遵守することはもちろん、安全を確保するために必要な専門知識・技術の向上に努める。

< 効率優先への戒め >

2 - 3 . 会員は、原子力・放射線関連の施設において安全性の確認されていない効率化を行わない。効率化するなわち進歩と誤解して安全性の十分な確認を行うことなく設備や作業を変更しない。

< 経済性優先への戒め >

2 - 4 . 会員は、原子力・放射線関連の施設の運転管理にあたり、経済性を安全性に優先させない。また、資金不足を安全性の低下した状態を放置する理由とはしない。

< 安全性向上の努力 >

2 - 5 . 会員は、運転管理する施設の安全性向上に努める。安全性の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者へ働きかけ、改善されるよう努める。なお、原子力に関する諸活動において権限を有する者は、その職位の重さを自覚し、安全性向上に最大限の努力を払う。<sup>9)</sup>

< 慎重さの要求 >

2 - 6 . 会員は、原子力・放射線関連の作業においては常に慎重に振る舞う。これまで内外の原子力施設において作業の完了を急いだり手順を粗略にして大事故に至った例を想起し、教訓とする。

< 技術成熟の過信への戒め >

2 - 7 . 会員は , 原子力技術が成熟したとして安全性を過信しない。原子力開発の歴史はいまだ 1 世紀に満たない。今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして , 緊張感を持って新しい事象が発生することに対し警戒心を維持する。

< 公衆の安心 >

2 - 8 . 公衆の安心は , 原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によって強化される。会員は , 自らの行動を厳しく律し , 安全を確保する努力を通じて公衆が安心できるよう努める。公衆に「安心」を押し付けない。

< 会員の安心への戒め >

2 - 9 . 会員は , 公衆の安心を求めることで自らが安心してしまわないはならない。公衆の安心は , 原子力技術を扱う者がその危険性を十分に認識し , 緊張感を保って作業しなければ得られないことによって得られる。<sup>1)</sup>

< 新知識の取得 >

3 - 1 . 会員は , 専門家として常に自己研鑽に励み , 関係する法令や規則 , 日々進歩する学問・技術を学び , 自身の専門能力を磨く。古い定型的な知識だけをもって専門家として行動することは慎む。

< 経験からの学習と技術の継承 >

3 - 2 . 会員は , 経験から教訓を学び取る。特に原子力施設の事故や故障の経験からは , できるだけ多くのことを学び , その再発防止に努めるとともに , 技術・知見の継承に努める。

< 関係者の専門能力向上 >

3 - 3 . 会員は , 専門家として自らが研鑽に励むだけでなく , 専門能力を有すべき<sup>10)</sup> 周囲の者 , 特に自らの監督下にある者の専門能力向上にも努力し , 機会を与えるよう努める。

< 正確な知識の獲得と伝達 >

3 - 4 . 会員は , 専門家として自らの知識を正確なものとするよう常に努力するとともに 常に正確な知識の獲得に努め , その知識を周囲の者に伝えるよう努める。特に , 専門家でない周囲の者に対しては , 正確であると同時に分かりやすく説明する。<sup>11)</sup>

< 能力向上のための環境整備 >

3 - 5 . 会員は , 所属する組織において自分自身や周囲の者が専門能力向上に励みに 阻害する<sup>1)</sup> 環境にあるときには , その環境を変えるよう努める。

< 自己能力の把握 >

4 - 1 . 会員は , 行おう 遂行しよう としている業務が自らの能力不足のため安全を損なう恐れがないか , 常に謙虚に自問する。時間不足や資金不足等も能力不足に含まれる。<sup>12)</sup>

< 所属組織の災害防止 >

4 - 2 . 会員は、所属する組織が安全確保のため十分な努力を払っているかを見極め、~~再々不十分なときは~~必要に応じ構成員の意識改革を図り、また組織を変革するよう努める。<sup>13)</sup>

< 他の組織による監査 >

4 - 3 . 会員は、所属する組織が自ら安全確保のための努力を払っているのみならず、適切な他の組織の監査を受け合格しているかどうかを見極める。適切な監査体制がない場合にはそれを設けるよう努める。

< 公的資格に関する法令遵守 >

4 - 4 . 会員は、原子力分野の公的資格を必要とする業務を資格なしで行わず、無資格者に行わせない。

< 公的資格の尊重 >

4 - 5 . 会員は、所属する組織が原子力分野の公的資格を尊重しているかを見極め、十分尊重していない場合には尊重させるよう働きかける。組織は所属員の公的資格取得に積極的に取り組み、公的資格取得者を優遇する。

< 正確な情報の取得と確認 >

5 - 1 . 会員は、専門家として正しい情報を取得し、その正しさを自ら確認する。安全に係る情報は、公衆や環境に大きな影響を与える可能性があるため、特に入念な注意を払う。

< 情報の公開 >

5 - 2 . 原子力の安全に係る情報は、適切かつ積極的に公開する。適切な公開を可能とするため、組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。会員は、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利であっても公開を妨げない<sup>1)</sup>。情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。

< 守秘義務と情報公開 >

5 - 3 . 会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを速やかに公開する。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。まして、組織内において不当な扱いをしてはならない。<sup>14)</sup>

< 非公開情報の取り扱い >

5 - 4 . 原子力に係る情報でも、核不拡散や核物質防護<sup>15)</sup>、公衆の安全・利益等のために公開することが好ましくないものについては公開する必要はない。ただしその場合でも、会員はあらかじめそれを明示し、公開できない理由を説明する。

< 説明責任 >

5 - 5 . 会員は、専門の業務について、その目的・方法を他者に分かりやすく周囲の者全てに説明する責任があることを忘れない。特に専門家でない周囲の者には、分かりやすく説明する責任がある。直ちに説明が難しい場合には、説明する方法を

~~自分自身で、または周囲の者との協力により構築する。~~<sup>16)</sup>

< 社会における調和 >

5 - 6 . 会員は、専門的な知識の説明において、一方的な価値観を押し付けることなく、  
社会における調和に努める。<sup>17)</sup>

< 組織内の体制整備 >

5 - 7 . 会員は、所属する組織では構成員が倫理に関わる問題を自由に話し合える体制  
になっているかを見極め、不十分なときは組織を変革するよう努める。<sup>18)</sup>

< 科学的事実の尊重 >

6 - 1 . 会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその  
間違いを指摘し、是正するよう努める。

< 科学的事実の普及 >

6 - 2 . 会員は、専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、  
情報を提供することに努める。

< 自らの判断 >

6 - 3 . 会員は、与えられた情報を無批判に受け入れることなく、情報収集に努めた上  
で、それに関連する専門能力により自ら判断する。<sup>19)</sup>

< 誠実な行動 >

7 - 1 . 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、  
雇用者あるいは依頼者の了承なく他の団体または自らを含めた他の個人に利益  
をもたらすことを避ける。

< 報酬等の正当性 >

7 - 2 . 会員は、業務にあたりリベート等を受け取らない。リベート等の受け取りは、  
たとえそれが雇用者や依頼者の利益を損なうものでない場合でも、自由競争を損  
ね、社会の利益を侵す。業務に対する報酬等は常にその正当性を他者に説明でき  
ることが必要である。

< 組織の私的利用 >

7 - 3 . 会員は、勤務時間内に本務以外の業務を行うことも含め、所属する組織の了承・  
許可なく、組織に帰属する人的・物的・知的資源等の財産権を侵さない。

< 利害関係の相反の回避 >

7 - 4 . 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際、利害関  
係の相反の回避に努める。自らが所属する組織を規制・監督する立場にある組織  
の代理人または受託者として規制・監督に関する業務を行うことは慎む。新たな  
業務を行う際、潜在的な利害関係を含め利害関係を有する業務を既に行っている  
場合には、このことを雇用者または依頼者に開示する。

< 指導者の規範 >

8 - 1 . 組織の中で指導的立場にある者は、組織内の模範となるよう、業務上の責任と

業務にかかる説明責任を十分認識して行動する。

< 専門分野等の研鑽と協調 >

8 - 2 . 会員は、専門とする分野について未知の領域の探求などチャレンジ精神を發揮し<sup>20)</sup>、自己研鑽に励むとともに、関連する専門分野について理解を深め、これを尊重し、業務の遂行にあたり常に協調の精神で臨む。

- 
- 1) 読みやすい文章、誤解のない文章となるよう修正した。
  - 2) 誇りの対象は普通「行為」より「職務」であるので追記した。
  - 3) 他者の反応と無関係に達成しうる自らの行為は「努力する」「努める」でなく「する」と表現することとした。
  - 4) 説明責任を果たすことが原子力と社会の調和につながることを強調することとした。
  - 5) 「契約」という言葉が唐突に現れていたのを修正し読みやすくした。
  - 6) 「榮譽」というなじみにくい言葉を避け読みやすくした。
  - 7) 「個人責任軽視の傾向大」などやや言い過ぎだった点を改め、文意も明確にし読みやすくした。
  - 8) 発展途上国の生活の現状にも配慮し加筆した。
  - 9) 会員の中でも権限を有する者の責任は特に重いことに配慮し加筆した。
  - 10) 周囲には専門能力を有すべき者とそうではない者がいることに配慮し加筆した。
  - 11) 説明責任については5 - 5 . に述べてあるので削除し読みやすくした。
  - 12) 時間不足は能力不足の一部、資金不足は2 - 4 . にあるので削除し読みやすくした。
  - 13) 組織変革には構成員の意識改革が必要なことから加筆した。
  - 14) 公衆の安全のための情報公開者の保護をより明確化した。
  - 15) 公開すべきでない情報はプライバシーに関わるものなど他にも多い。ただ核物質防護は原子力分野で重要なことであるので追記した。
  - 16) 説明責任の問題だけに絞って明確に書いた。
  - 17) 原子力の専門家にとって社会との調和は大切なので条文を追加した。
  - 18) 東電問題の反省を踏まえ、倫理問題を発生させない体制作りに関する条文を追加した。
  - 19) 憲章6条の「自ら判断を下す」の部分の説明する条文として追加した。
  - 20) 倫理規程の条文は行動を制限するように解釈されるものが多いが、会員の責務として未知領域を探求しようとする心は大切なので追記した。